

第1表 ガラスの種類による無窓階の取り扱い

ガラス開口の種類		開口部の条件	無窓階判定 (消則第5条の3)	
			足場有り	足場無し
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6.0mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
鉄線入り板ガラス 網入り板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
網入り板ガラス	10.0mm 以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
強化板ガラス	厚さ 5.0mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
超耐熱性結晶ガラス	厚さ 5.0mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
合わせガラス	フロート板ガラス6.0mm以下+PVB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6.0mm以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB (ポリビニルブチラール) 30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5.0mm以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	フロート板ガラス5.0mm以下+PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5.0mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
	網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB (ポリビニルブチラール) 60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6.0mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
フロート板ガラス3.0mm以下+PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚1.52mm)以下+型板ガラス4.0mm以下	引き違い戸	△	×	
	F I X	×	×	

〔備考〕 1 「足場有り」とは、避難階または外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。(幅内 60 cm以上)なお、バルコニーとは、建基令第 126 条の 7 に定める構造以上のものをいう。

2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものである。

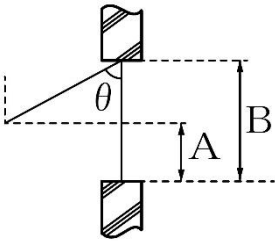
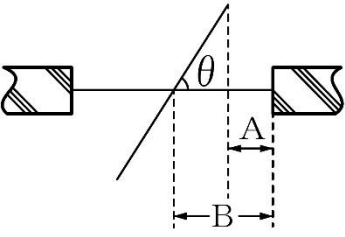
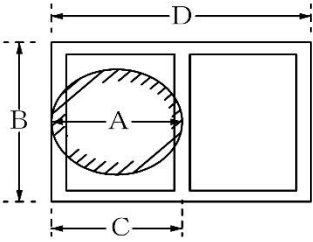
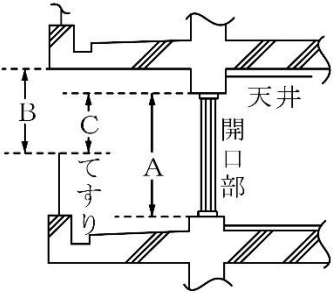
3 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。

〔凡例〕 ○：開口部として取り扱うことができる。

△：ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分(引き違い戸の場合概ね 1/2)

×：開口部と取り扱うことはできない。

第2表 開口部の有効寸法の算定方法 [S50.6.16 消防安 65]

	型 式	判 断
突出し窓	 <p>(注) <math>\theta</math> は, 最大開口角度 (0度~90度)</p>	<p>Aの部分とする (注) <math>A=B(1-\cos\theta)</math></p>
回転窓	 <p>(注) <math>\theta</math> は, 最大開口角度 (0度~90度)</p>	<p>Aの部分とする (注) <math>A=B(1-\cos\theta)</math></p>
(上げ下げ窓を含む) 引き違い窓	 <p>(注) 1 A及び<math>C = \frac{1}{2}D</math> 2 Aは, 50cmの円の内接または1mの円の内接</p>	<p>Aまたは<math>B \times C</math>とする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同程度以上として取り扱うことができる。 <math>B = 1.0\text{m}(0.65\text{m})</math>以上 <math>C = 0.45\text{m}(0.4\text{m})</math>以上 (注) ( )内は、バルコニー等がある場合</p>
外壁側にバルコニー等がある場合		<p>Aの部分とする。 なお、Bは1m以上ですすりの高さは、床面から1.2m以下とする。 (注) バルコニーの幅員はおおむね60cm以上の場合に限る。これによりがたい場合はCを開口寸法とする。</p>